

## 落札者決定基準

### 1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下、「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点(別紙評価基準表に基づく)の高い者を落札者とし、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとする。

この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

### 2 総合評価の方法

(1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 技術評価点と価格評価点の配点は、次のとおりとする。

$$\text{技術評価点} \quad 150 \text{点} \quad \text{価格評価点} \quad 100 \text{点}$$

(3) 技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については、別紙「評価基準表」のとおりとする。

なお、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書（以下、「提案書」という。）に求める最低限の要求水準であることから1項目でも最低水準を満たしていない場合、提案書は不合格とし、総合評価点は与えない。

(4) 技術評価点の評価は、複数名の審査員により行う。

審査は、プレゼンテーション形式とし、入札参加者自ら提案書の提案内容について発表する。

リモート（Cisco Webex Meeting 又は Microsoft Teams に限る）によるプレゼンテーションもできるものとする。

また、本プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合は無効とする。

なお、審査にあたっては、審査員が提案書内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問し、審査の参考とする場合がある。

#### ①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし提案書は不合格とする。

#### ②必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	—

※ 平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

③基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

(5) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点 = 100点 × (1 - 入札価格 × 1.1 / 予定価格)

※ 算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。